

『境界問題相談センターやまぐち』設立趣意書

山口県土地家屋調査士会

会 長 西 本 聡 士

近年、社会構造の複雑化、希薄な隣人関係、国民の権利意識の多様化により、土地の境界線を巡る紛争が増大しています。

境界紛争は単に境界を争うのみならず、隣人との人格の争い、人間関係を巡る争いでもあり、一旦隣人との関係が崩れると、泥沼化の様相を呈することが多く見受けられます。

当事者が一般的問題解決の手段として裁判を利用するにしても、多大な時間と労力がかかり、判決によって境界が定められたとしても、崩壊した隣人関係を修復することは出来ないまま心を痛めていることが多く見受けられます。

土地家屋調査士は、地図、測量図等の読解能力や測量技術を有する専門家であり、その職務上、土地の境界調査に深く関与する機会も多くあります。また、弁護士は、豊かな法律知識と、法的紛争解決にあたっての様々な経験を有する法律の専門家です。

山口県土地家屋調査士会は、山口県弁護士会の協力のもと、双方の会員の知識及び実務経験を十分に発揮し協力すれば、境界に関する当事者の自主的紛争解決の強力なサポートができるとの考えにいたり、国民に多様な紛争解決の手段を提供することを目的とする司法制度改革の一環として、「境界問題相談センターやまぐち」を設立いたしました。

この趣旨に基づいて、境界問題でお悩みの方々に円満な解決、満足のいく解決が出来るよう十分にお手伝いさせていただきますので、お気軽にご利用下さい。